

小松市・JA小松市農業振興実施計画（概要）

I 農業振興実施計画の目的と背景

小松市における農業振興の主要な課題を「農業・産地を支える担い手の安定的な確保（担い手数の維持）」と「持続的な農業経営が可能となる所得の維持・向上（農業所得の向上）」との解決であるとし、解決に向けて取り組むための施策を位置付け、小松市・JA小松市・農業者などの関係者が一体となって、本市の農業を持続可能なものにしていくことを目的とします。

II 小松市の農業の重点的な課題

課題1 農業を支える担い手の安定的な確保（担い手数の維持）

・農家数の減少とともに、農業者の高齢化が課題となっています。また、後継者がいない農業者が約半数を占めており、その方たちの営農の継続も懸念され、緊急的な対応が必要です。農業の担い手確保のために、「新規就農者が就農し易くなるための支援」、「企業的な経営手法の指導や法人化への推進」、「農業後継者やUターン者の支援」、「農業者への融資制度の拡充」などの具体策を検討し、担い手の確保を行う必要があります。

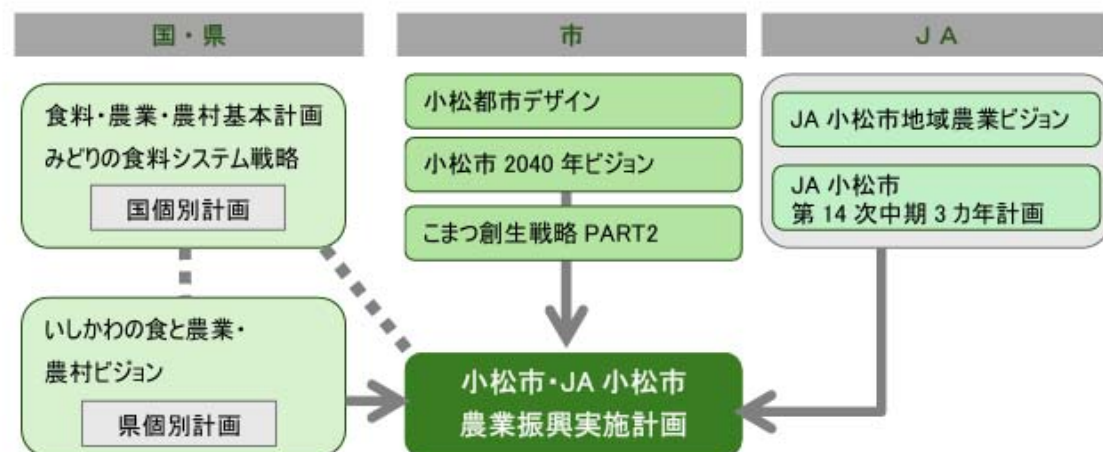
課題2 持続的な農業経営が可能となる所得の維持・向上（農業所得の向上）

・アンケート調査の結果、農業者のうち約半数が「農業に魅力を感じていない」と答えると同時に、半数以上が将来の集落の農業に問題が生じることを懸念しています。農業者の持続的な農業経営を実現し、地域の農業を持続するためには、農業の魅力を高める必要があります。農業の魅力を高めるための方策の一つとして、農業者からは、「採算性の向上」と「収入の向上」が望まれています。このため、販路の確保や拡大、設備投資に関する補助、経営に関する情報提供や支援など、効率的で効果的な支援方法について、実現の可能性を検討し、所得の向上につなげる必要があります。

III 農業振興実施計画の基本的な考え方

1 計画の位置付け

本振興計画は、国・県の戦略、ビジョンに基づくとともに、本市の上位計画及びJAの上位計画との整合を図り、より具体的な内容を示すものとします。



2 計画の期間

令和6年度から令和14年度の9年間

（3年毎に推進状況を確認し、社会情勢の変化や本市の農業を取り巻く環境の変化などを考慮しながら、必要に応じて計画を見直します。）

3 計画の将来像と基本方針

未来につなげる小松の魅力ある農業

基本方針1 継続可能な小松の農業を支える「人づくり」

集団営農組織など既存農家の維持や親元就農者の確保による事業継承、新規就農者の支援による農業を支える人材を確保するとともに、農業技術習得支援や機会の創設を通して、農業を支える人材を育成します。

基本方針2 農業の魅力を高める「生産拡大と販路拡大」

農業の魅力を高めるために、所得の向上を目指します。このため、本市では、特別栽培米（蛍米、えちゃけな、エコ育ち）の学校給食での使用期間の拡大の検討、ひやくまん穀の特別栽培米化（減農薬、化学肥料の低減）、関西圏等への販路開拓を通して、生産拡大と販路拡大に取り組みます。更に、経営支援の行政補助の活用や売れ残り・規格外品・飽和品の価格化に取り組み、農業所得の向上につなげます。

基本方針3 小松の農業を考える「場づくり」

基本方針1と基本方針2を実現するために、実態調査の実施により、現況と課題を把握し、解決策や支援策を検討するため、市、JA、農業者などの関係機関が話し合う場を設けるなど、連携を強化します。また、食育などを通して、本市の農業に関わる人達が集まる場や仕組みを作ります。

IV 具体的な施策と実施計画の推進

1 具体的な施策

基本方針1 持続可能な小松の農業を支える「人づくり」		
大項目	取組	具体的な内容
1. 事業継承	1-1 集団営農組織化など地域の営農活動の継続支援	①人手不足の解消に向けたマッチング ・J Aの無料職業紹介所と市の特定地域づくり事業制度との連携した仕組み作りを行い、人材のマッチングを行います。 ②集落別担い手確保対策の推進 ・担い手が不足している、又は不在の集落を調査(8-1-①)し、優先度の高い地区における集団営農組織化や集団営農組織との連携などを視野に入れ、市とJ Aが連携して支援します。 ・農地の集約や規模拡大へのサポートのほか、集団営農組織の育成や法人化に向けた支援を関係機関と連携し、実施します。 ③適正かつ効果的な支援 ・担い手確保の優先度の高い地区において、現状や要望を把握し、的確な支援を実施します。また、市とJ Aのそれぞれの支援制度の見直しを連携して行い、効果的な内容にします。
	1-2 親元就農者の確保(事業継承)	①親元就農者の確保 ・親元就農者の現状を把握するため、調査(8-1-①)を実施します。結果に基づき、継承に対する意識や動機付け、後継者の経営力向上に向けた支援を行います。経済支援以外にも、技術支援や経営手法の支援などが考えられますが、技術支援や経営手法の支援については、親族の理解が得られるよう、解決方法を検討します。
2. 新規就農	2-1 新規就農者の支援	①新規就農者(IターンUターン者を含む)の募集と支援 ・J Aの職業紹介所と、市の特定地域づくり事業制度との仕組みづくりや県外からの移住政策も含め、検討します。 ②いしかわ耕稼塾(県経営)への派遣補助制度 ・いしかわ耕稼塾に市内の農業者を派遣し、受講費などの補助制度の創設を検討します。 ③アグリスクールの運営体制の構築 ・アグリスクールの継続のための仕組みづくりについて、検討を行います。 ・空き農地と空きハウスの現状を把握し、生産組合と連携し、アグリスクール研修生に対し斡旋する仕組みを検討します。
		①技術研修会・経営講習会の実施 ・県・市・J Aが連携し、技術研修会、経営講習会を実施します。また、既存の技術研修会や経営講習会に参加しない理由を把握(8-1-①)し、講習会等の出席者を増やす取組みを検討・実施します。 ②働きながら学べる支援制度の創設 ・農家、法人で働きながら技術を習得する研修生への支援制度を創設します。
		①先端的な技術(スマート技術等)導入に向けた実証実験・支援 ・県・市・J Aが連携し、先端的な技術(スマート技術等)導入に向けた実証実験の実施や支援策について検討します。技術例:除草作業の軽減のためのアイガモロボット、経費節減・労働力の低減のためのカバークローブ導入など(低コスト化の推進)
3. 技術継承・新技術の導入	3-1 農業技術習得支援、機会の創出	①実態調査の実施 ・担い手確保などに向けた現状を把握するアンケート調査を実施し、課題の把握と取りまとめを行います。 ②市・J Aの調整会議の開催 ・現状把握と課題解決に向けた調整会議を年2回程度開催します。8-1-①で把握した課題について解決方法(制度や仕組みづくりなど)を検討します。 ③市・J A・農業者の座談会の開催 ・現状把握と課題解決に向けた座談会を開催します。実態調査(8-1-①)結果に基づき、優先的に検討が必要な地域において、解決方法(制度や仕組みづくりなど)を検討します。
	3-2 先端的な技術(スマート技術等)導入の推進	①関係機関との連携強化による課題の早期解決 ・8-1で議論した内容について、関係機関が連携し、効果的に課題の解決に努めます。 ②食育の推進 ・農業の魅力を発信することによる関係人口の拡大を目指します。

基本方針2 農業の魅力を高める「生産拡大と販路拡大」

大項目	取組	具体的な内容
4. 生産拡大	4-1 特別栽培米(高収益米)の生産拡大	①特別栽培米(蛍米、えちやけな、エコ育ち)の生産拡大の可能性についての検討 ・現在、特別栽培米の「蛍米」は、地域限定栽培であり、「蛍米」や「エコ育ち」の生産エリア拡大について、検討を行います。 ②「ひやくまん穀」の生産拡大と特別栽培米化の可能性についての検討 ・「ひやくまん穀」は、収量性が高いことから、生産拡大の可能性を

		検討します。 ・「ひやくまん穀」の特別栽培米化(減農薬、化学肥料低減)の生産拡大の可能性調査の実施と検討を行います。
5. 販路拡大	5-1 特別栽培米(高収益米)をはじめとした小松農産物の販路拡大	①学校給食での特別栽培米の消費拡大 ・特別栽培米(蛍米、えちやけな、エコ育ち)の使用期間の拡大の可能性を検討します。
		②関西圏等の卸売業者への販路拡大 ・市とJ Aが連携し、県外卸売業者へ特別栽培米(蛍米、えちやけな、エコ育ち)や慣行栽培米の輸出も含めた販路の拡大を行います。特に関西圏での販路の拡大をめざします。 ・市長とJ A組合長によるトップセールスで販路開拓を目指します。
		③「ひやくまん穀」の販路確保 ・「ひやくまん穀」の特産米を栽培し、全農との取引の可能性を協議します。
		④J Aあぐり等の活性化 ・来店客増加や産直野菜の販売を図るため、市とJ Aとが一体となり取組みます。
6. 安定的経営支援	6-1 魅力ある農業の推進	①環境保全型農業の推進 ・国の環境保全型農業直接支払交付金(施肥、水張、中干しなど)等の取組みを推進します。 ・クロスコンプライアンスの普及・推進に努めます。 ②Jークレジットの売却 ・民間へのJークレジットの売却(中干し、約3,000円/反)を検討します。 ③持続可能な農業に向けた支援 ・営農の継続に向けた、実態調査や座談会(8-1-①)により、農業者の要望を把握します。 ・担い手不在地域における農業用施設の維持や鳥獣害対策に係る支援制度を検討します。 ・担い手への農機具修繕補助について、適正な制度作りを検討します。
		①売れ残り・規格外品・飽和品の活用方法の検討 ・買取価格向上のため、直売施設での売れ残り量の現状を把握するとともに、削減方策(加工品の製造、冷凍保存、こども食堂や企業との連携によるフードロスに向けた取組みの実施など)を検討します。 ・規格外品・飽和品についての現状を把握するとともに、活用方法(加工品の製造、冷凍保存、こども食堂や企業との連携によるフードロスに向けた取組みの実施など)の検討を行います。 ・大量出荷に関する分析を行い、大口会員に同時期に出荷の少ない野菜の作付を行うなどの生産調整を行うことで、所得の向上を目指します。
		②麦や大豆等の産地化・ブランド化の検討 ・栽培工程で機械化が可能な麦や大豆について、休耕田の活用などにより生産量を拡大し、産地化・ブランド化を目指します。 ・消費者のニーズに応じた特色ある農産物の栽培について調査研究を行います。
7. 買取価格向上	7-1 売れ残り、規格外品、飽和品の対策	
	7-2 麦や大豆等のブランド化	

基本方針3 小松の農業を考える「場づくり」

大項目	取組	具体的な内容
8. 現状把握と課題解決	8-1 現状把握と課題解決に向けた場づくり	①実態調査の実施 ・担い手確保などに向けた現状を把握するアンケート調査を実施し、課題の把握と取りまとめを行います。 ②市・J Aの調整会議の開催 ・現状把握と課題解決に向けた調整会議を年2回程度開催します。8-1-①で把握した課題について解決方法(制度や仕組みづくりなど)を検討します。 ③市・J A・農業者の座談会の開催 ・現状把握と課題解決に向けた座談会を開催します。実態調査(8-1-①)結果に基づき、優先的に検討が必要な地域において、解決方法(制度や仕組みづくりなど)を検討します。
	8-2 現状把握と課題解決に向けた連携	①関係機関との連携強化による課題の早期解決 ・8-1で議論した内容について、関係機関が連携し、効果的に課題の解決に努めます。 ②食育の推進 ・農業の魅力を発信することによる関係人口の拡大を目指します。

2 目標値

大項目	項目	目標値の算出方法
担い手 数の 維持	認定農業者数	算出方法：認定農業者数の3年毎の人数 目標値：250人（法人組織も含む）（令和4年度233件、県農業振興部調査）
	担い手への 農地集積率	算出方法：認定農業者、集落営農組織の経営面積 目標値：80%（令和4年度77.7%、石川県の目標値：80%） 目標値の把握方法：農林水産課調べ
	新規就農者数	算出方法：農業青少年等動向調査の3年間の年間平均新規就農者数 目標値：4人/年（4.2人/年、平成24年～令和3年） 目標値の把握方法：農業青少年等動向調査
農業 所得の 向上	特別栽培米の 栽培面積	算出方法：3年毎の栽培面積（農協調べ） 目標値：3年毎に5ha増加、9年間で現状より15ha増加 目標値の把握方法：JA調査
	平均所得	算出方法：農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（県、R5.6）の令和15年の目標年間所得（主たる従事者1人当たり） 目標値：平坦部：概ね380万円 中山間地域：概ね300万円 目標値の把握方法：石川県調査
	農業への 魅力有無	算出方法：JAが実施するアンケートの設問（あなたは現在の農業に魅力を感じていますか。）で「魅力を感じている」と答えた人の割合 目標値：50%以上（令和5年度42.1%、JAアンケート調査） 目標値の把握方法：3年毎にアンケートを実施

3 推進体制、評価方法

本実施計画の推進については、本計画が目指す将来像の実現に向けて、市とJA、農業者、各種団体が連携し、一体となって取り組むとともに、それぞれが担う役割やそれらの進捗を相互に確認しながら、将来像の実現を目指します。

市とJAは、目標値について、3年に一度、評価を行い、合同で開催する調整会議での報告を行います。

調整会議では、実施計画の進捗について確認するとともに、改善点等について意見を交換し、着実に成果が上がるよう実施計画の見直しを行います。